

ていることから、確認すべき患者の症状や検査内容もそれに焦点を当てたものとなっている。薬物の混入も視野に入れるとなれば、農薬等に起因する神経症状の確認や検査内容の追加を検討すべきである。

また、入手可能な検体量がわずかな場合にあっては、医師からの情報等を踏まえ、優先すべき検査実施項目を慎重かつ迅速に判断する必要がある。

- ③ **検証**：1月7日に兵庫県から東京都にJTフーズ(株)に同様の苦情事例の有無について照会があった際、東京都から品川区保健センターへのファックス送信ミスにより、有機リン中毒の臨床症状記載部分が伝達されなかったこと（この点において、事業者に事態の重要性が伝わらなかった可能性がある。）。
- 改善策**：基本的なことではあるが、重要情報の伝達については、伝達先の担当者名が常に明確になっていること及び伝達先に情報が正確に伝わっていることのダブルチェックが重要である。

### (3) 兵庫県及び千葉県における県警との連携について

- ① **検証**：兵庫県で発生した健康被害においては、有機リン中毒との診断から食中毒疑いと事件性の両面から兵庫県衛生部局と兵庫県警が連携して原因究明にあたることとしたが、兵庫県警が胃洗浄液や袋の残品をすべて押収し、その後、兵庫県警から兵庫県衛生部局にメタミドホス検出情報が伝えられた1月29日までの間、衛生部局においては、1月8日にJTフーズ(株)への同様苦情事例の照会が行われた以外、有機リン中毒に対する特段の対応がなされていなかったこと。

※食衛法第28条第3項において、「臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」との規定があるが、これは、犯罪捜査が食中毒調査より優先されるとの趣旨ではない。

**改善策**：食中毒及び事件の両面の疑いから健康被害の原因調査を行う場合、衛生部局においては、公衆衛生の観点から情報共有と原因究明を如何に迅速に行うべきかを考え、警察との連携を図る必要がある。

例えば、検体を証拠物件としてすべて押収している場合であっても、農薬等の検査をルーチンで実施している地方衛生研究所等であれば、如何に迅速に結果を出すことが可能であるかを警察に情報提供し、必要に応じて警察から地方衛生研究所等への鑑定依頼を受託するなどの連携を図ることも検討す

べきである。

## 2. 事業者対応における検証及び改善策

### 【主なポイント】

- 苦情情報の集約・危機問題の察知（問題把握の強化）
- 苦情等の情報の行政への迅速な報告
- 生産段階に遡った安全対策及び危機管理体制の強化

### 【これまでに講じた施策等】

- 「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関するガイドライン」を改正し、消費者からの健康被害や食品衛生法に違反する食品等に関する食品危害情報について、食品等事業者が保健所等へ速やかに報告する旨を追加（本年4月）
- 輸入加工食品について、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を策定・公表（本年6月）

### (1) 日本生協連、JTフーズ(株)及び日本たばこ産業(株)の異臭苦情等への対応について（被害発生の予兆）

- ① 検証：平成19年10月から12月の間にコープ東北サンネット、みやぎ生協、コープあいづにおいて中国産冷凍餃子の薬品臭等の異臭苦情が散見されており、そのすべてが天洋食品が製造し、JTフーズ(株)が輸入した「CO・OP手作り餃子（製造日：07年6月3日）」であった。これらの苦情は、すべて販売者の日本生協連を通じて日本たばこ産業(株)品質管理部に集約されていたが、その共通点から天洋食品の製品に問題ありと認識できなかったこと（この時点において、有症苦情ではないものの、同一製品（商品名、製造者、製造日）で同様の苦情が短期間に3件も発生するという異常性（ルール・オブ・スリーの概念）を探知し、当該商品の販売を一旦保留し、徹底した原因究明を実施していれば、その後の健康被害発生を未然防止できた可能性は高いと考えられる。）。

さらに、平成19年12月には、千葉県千葉市において、天洋食品が製造した「CO・OP手作り餃子（製造日：07年10月20日）」を喫食したことによる有症苦情事例が発生したが、日本生協連、JTフーズ(株)及び日本たばこ産業(株)のいずれの事業者も、東北地方における異臭苦情及び千葉市の健康被害事例において、同一の食品が原因となっていることの問題性を

認知できなかったこと。

**改善策**：広域に流通する食品を取扱う事業者は、症状の有無に限らず、広域における苦情を集約し、散見事例の共通性を抽出、解析できるような仕組みを構築し、苦情情報の集約・解析能力を高めておくことが必要である。

また、海外に生産を委託している輸入食品に関する原因究明においては、実際の生産現場における状況を把握することが重要であり、現地駐在員を設置し、生産現場の抜き打ち査察を行う等、事業者自らが輸出国における危機管理体制を強化し、問題発生未然防止に努める必要がある。

- ② **検証**：大阪府枚方市のパッケージの外装がベタ付き異臭がするとの苦情については、1月22日に、品質管理委託先の双日食料（株）から「外部検査機関で赤外線吸収スペクトル分析を行った結果、多量のリンを含む物質であることが判明したが、物質の特定には至らず。」との報告がなされていた。

①の事案や兵庫県高砂市における中毒事案の発生を鑑みれば、他の苦情事例の検証や行政機関への問い合わせなどの更なる調査や分析を実施し、原因を追求するとの考えに至らず、個別の事案のみを注視し、原因の特定が困難との結果の場合には「包装異臭成分は、工場出荷後の保管流通段階での付着可能性あり」として調査を終了する等、個別の苦情処理の調査が形骸化していたこと。

さらに、①の点を含め異臭等の苦情事例については、有症苦情ではなかったため、いずれの事業者も保健所等への報告が行われていなかったこと。

**改善策**：苦情等の情報を精査し、行政への迅速な報告体制を整備する必要がある。

- ③ **検証**：兵庫県の事案を受けて、1月7日に品川区保健センターからJTフーズ（株）に対して他の同様の苦情事例の照会があった際に、千葉市の事例を類似の事例として認知できず、同日、JTフーズ（株）から品川区保健センターに「当該ロットで同様の苦情事例はなし」との返答がなされたこと（千葉市及び兵庫県高砂市における中毒事案発生後、両事案がいずれも天洋食品が製造した冷凍餃子であったことを唯一認知できたのは、JTフーズ（株）、日本たばこ産業（株）品質管理部及びJTフーズ（株）から品質管理の委託を受けていた双日食料（株）である。これら事業者の苦情処理に対する危機管理体制の不備、すなわち、昨年来の異臭苦情及び千葉市の健康被害事例において、同一の食品が原因となっている可能性を認知し、管轄する保健所等へ通報でき

なかったことは、3件目の千葉県市川市における重体事例発生を防止できなかったことの最も重要な要因であると考えられる。)

**改善策**：苦情情報の集約と解析能力の向上及び輸入食品の生産段階にまで遡った安全対策及び危機管理体制を強化する必要がある。

### 3. 医療機関対応における検証及び改善策

#### 【主なポイント】

- 食品衛生法第58条に基づく届出
- 臨床症状のみによる食中毒か否かの判断
- 有機リン中毒を含め、薬物中毒の多様性に対する臨床経験

#### 【これまでに講じた施策等】

- 食品衛生法第58条に規定する食中毒に係る報告の遵守を徹底するよう、(社)日本医師会及び都道府県等を通じて医療機関に要請(本年2月)。

#### (1) 千葉市の事案について

**検証**：行政による食中毒への対応は、患者を診察した医師からの届出を端緒とすることから極めて重要であるが、本件事案では医療機関から届出がなかったこと(但し、特に冬期の感冒等の流行時期においては、臨床症状のみからは食中毒と感染症との鑑別は困難であり、また、すべての事案を報告することに対して医療機関の自制が働いている場合もあると考えられる。)

**改善策**：医師からの早期の届出を徹底するよう、(社)日本医師会及び都道府県衛生部局を通じて食品衛生法第58条の徹底遵守を要請。

#### (2) 多様な薬物中毒への対応について

**検証**：本件事案に関連し、メタミドホス以外にもジクロルボス、パラチオン等、多種の農薬が中国産冷凍餃子から検出されており、今後、農薬等の多様な化学物質による急性中毒の発生を想定し、臨床にあたる医師への適切な情報提供を行っていく必要があること。

**対応策**：中毒情報センターの情報を含め、内閣府食品安全委員会や国立医薬品食品衛生研究所が収集している海外における中毒の発生状況及びその原因物質・臨床症状などの情報を、医療機関が活用できるよう整理し提供することが有効であると考えられる。

#### 4. 食中毒の初動対応等における検証及び改善策

##### 【主なポイント】

- 病原微生物及びウイルスを対象とした食中毒の初動検査体制
- 行政機関と医療機関の連携強化
- 有症苦情時における臨床症状等からの化学物質の特定
- 加工食品の農薬の検査体制の整備

##### 【これまでに講じた施策等】

- 加工食品中に残留する有機リン系農薬の試験法策定（本年3月）
- 食品衛生法施行規則第73条及び別表第17を改正し、現行の速報の対象に「化学物質に起因する場合」を追加（本年4月）

#### (1) 食中毒の初動検査

検証：食中毒調査においては、原因の大半が病原微生物であることから、患者の症状や検査内容もそれに重点をおく傾向がある。このため、食品等事業者、行政いずれにおいても、食中毒の初動検査は、病原微生物及びウイルスの検査を実施することが通例となっている場合があること。

改善策：本件事案のように喫食直後に発症していることや薬品臭等がある有症苦情においては、農薬などの化学物質をも想定して原因究明にあたるべきである。

#### (2) 医師等からの情報の活用

検証：兵庫県高砂市及び千葉県市川市の事案を担当した医師はいずれも有機リン中毒との診断をしているにもかかわらず、事業者及び衛生部局のいずれも有機リン系農薬の検査を実施するに至らなかったこと（試験法等の問題については、検査機関や厚生労働省へ照会することにより、検査実施の可能性を模索することは可能であったはずであり、検査を実施せず本件事案の原因を早期発見できなかったことは、重要な点の一つである。）。

改善策：化学物質の分析は困難な面もあるが、本件事案のように、医師の所見、臨床症状等から有機リン中毒などの農薬や他の化学物質による急性毒性を疑った初動検査を実施することは可能であり、有症苦情が発生した場合における行政機関と医療機関の連携強化が必要である。

### (3) 加工食品の農薬の検査体制について

検証：試験法の整備の問題もあるが、検疫所や自治体における行政検査、あるいは、食品等事業者における自主管理においては、乾燥品やブランチングなど簡易な加工品を除き、餃子のような多様な食材の混在する加工食品の農薬等の検査は実施されていないこと。

改善策：加工食品に対する農薬等の検査体制を順次整備・拡大することにより、安全性の確保に努める必要がある。

## VI. 関係自治体の対応状況報告

### 1. 千葉市

#### (1) 保健所における問題点

##### ① 課題：情報受信体制の整備

- ・保健所閉庁時における電話による連絡方法がないこと。
- ・保健所閉庁時に受診したメールを放置したこと。

**改善策**：電話の転送システムにより保健所守衛室で24時間電話を受けられる体制を整備。なお、メールの取扱いについては、電話等を補完するものとして、現行の取扱いどおりとする。

##### ② 課題：有害苦情者への適切な対応

- ・保健所窓口における有症苦情に対する対応が不十分であったこと。
- ・保健所窓口において、食品の検査依頼を断ったこと。

**改善策**：食中毒処理要領の改正

- ・有症苦情の単発事例であっても、食中毒疑いの届出があったものに準じた扱いとする。
- ・有症苦情の単発事例であっても、検査依頼品を預かり、必要に応じて検査を実施する。

##### ③ 課題：所内における報告・連絡・相談の徹底

- ・本事案について、保健所長への報告がなされなかったこと。

**改善策**：食中毒処理要領の改正

- ・有症苦情の単発事例であっても、必要に応じて保健所長へ報告・相談をする。

##### ④ 課題：有症苦情者等に対するアフターケアの実施

- ・有症苦情者や家族の健康相談を実施しなかったこと。

**改善策**：食中毒処理要領の改正

- ・健康被害者等の健康不安を解消するため、保健師による訪問を行う。

#### (2) 健康部における問題点

##### ① 課題：国、県等との情報の共有化

- ・国、県との情報共有について不徹底であったこと。

**改善策**：食中毒処理要領の改正

- ・千葉県健康危機管理事案情報共有システム、首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会等の既存の情報共有システム等を利用し、情報収集に努める。

**② 課題：庁内関係課との連携**

- ・庁内関係課との連携が不十分であったこと。

**改善策：食中毒健康危機対策班活動要領の改正**

- ・関係課からの情報収集、情報交換、連絡を円滑に行う。

**(3) 病院における問題点**

**課題：医療機関に対する指導**

- ・食中毒疑いの届出を病院が行わなかったこと。

**改善策：**健康部長から本事案に関係した両市立病院に対し、法令遵守を指導するとともに、保健所長から医療機関に対し、文書で届出の徹底を指導した。

**2. 兵庫県**

**(1) 行政対応改善点**

**① 体制の再確認**

24時間365日対応体制、「食品への毒劇物混入を疑う事例での初期対応マニュアル」による初期対応等従来から体制を整備しており、今回はそのとおりに対応できたと考えているが、改めて体制を確認し、各健康福祉事務所へ再徹底させた。

**② 第一報の県担当課への迅速な報告**

今回、健康福祉事務所（保健所）の1/5（土）夜の探知から、県担当課への報告が1/7（月）朝（メールでは1/6（日）に報告があったが）の段階となったことから、健康福祉事務所（保健所）から県担当課への第一報の迅速な報告を徹底させた。

**③ 医療機関に対する周知**

食品への薬物混入が原因と疑われる患者を診察した際には、速やかに最寄りの保健所へ届出をするよう、医師会を通じて医療機関への周知を図った。



## (2) 当面の対応

### ① 輸入食品に対する検査の充実

年間200検体実施している食品中の残留農薬検査において、中国産の比率を高める。(生鮮・冷凍野菜だけでなく、調理冷凍食品等の加工食品も対象とする。)

※200検体のうち、輸入食品：H19年度75検体→H20年度100検体(全て中国産)

### ② 食品中の残留農薬の検査可能成分数の拡大

多成分一斉分析法の改良・開発により、一斉分析が可能な成分数を拡大する。

※H19年度500成分→H20年度515成分

### ③ 量販店等における自主衛生管理の促進

今回の事例を教訓とした量販店における商品点検の強化や異常発見時の対応等のマニュアル化の促進等を図る。

## 3. 千葉県

### (1) 健康危機事案発生情報の共有

食中毒、感染症、医薬品等に関する千葉県の健康危機事案発生情報共有システムに千葉市が参加したことにより、全県下の健康危機事案発生事案を一元的に把握できるようにした(メーリングリスト形式により発生速報と完結情報を共有化するもので、県庁各課、千葉県の管轄する各保健所、衛生研究所、千葉市、船橋市、柏市において情報を共有化する。)

### (2) 千葉県警環境犯罪課との連絡窓口を設置

千葉県警環境犯罪課との連絡窓口を設置して、食に関する苦情や相談など情報を初期段階から有し、情報の収集や分析をいち早く行えるようにした。

### (3) 苦情処理情報等の共有化

千葉県の管轄する各保健所に届出のあった食品等に関する苦情や相談等を、Webシステムを利用した情報の一元化を図るとともに、千葉市、船橋市、柏市からも同様の情報を収集し、L GWANを利用して情報を共有し、県内における類似の情報を迅速に把握できるようにした。

#### 4. 品川区及び東京都

##### (1) 品川区における事業者等からの情報受理方法について

本事案発生以前から、勤務時間外の事業者・消費者等からの健康被害発生などの食品衛生に係る相談等を、東京都及び特別区においては、東京都保健医療情報センターを通じて受理・対応している。また、当区では、区の夜間受付において受理している。

なお、本事案を踏まえ、JTフーズ(株)からの情報は、平成20年3月3日から保健センターとの間に連絡網を設定し、休日・夜間に関わらず直接電話等で行っている。

##### (2) 東京都における情報伝達について

FAXの送信ミス防止のため、相手先に確実に情報が伝わっていることの確認を徹底し、FAX送信日時、電話連絡日時、対応者等の記録を残すように努めている。

## VII. 厚生労働省の対応状況

### 1. 被害拡大防止

【1月30日】

報道機関を通じて、国民へ問題の製品の喫食を絶対に行わないよう呼びかける。

【1月31日】

天洋食品から輸入された冷凍食品すべてを対象として18事業者に販売自粛、製品回収及び自主検査を要請。

当該製造者からのすべての製品の輸入自粛を指導。

日本医師会への適切な診断及び治療等の要請。

【2月1日以降】

電話相談窓口の設置及びホームページへのQ & A掲載による国民への周知等。

### 2. 原因究明

【1月30日】

本件事案の原因の究明に向け、流通状況等の調査について関係自治体へ指示。

中国国家質量検疫検験総局に調査依頼。

【2月4日～7日】

中国政府との協議及び天洋食品の査察のため政府調査団として専門官を派遣。

### 3. 再発防止

【2月1日】

輸入食品に起因すると疑われる事例を探知した場合、速やかに国へ報告するよう自治体へ通知。

内閣府及び農林水産省との連名により、関係団体に対し、輸入食品について、輸出国の製造・加工・流通段階における有毒有害物質の混入の防止対策の幅広い確認を要請。

【2月12日】

本件事案の原因となった農薬メタミドホスについて、ポジティブリスト制度導入時に設定した残留農薬基準の見直しに向け、内閣府食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼。

【2月18日】

本件事案の概要、対応状況、今後の再発防止策の検討状況等について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。

【2月22日】

検疫所において輸入加工食品の残留農薬検査を開始。

【2月25日】

保健所における24時間、365日の対応体制の確保等を図り、食中毒に係る報告の遵守を徹底するよう、各自治体に要請。

【3月5日】

食中毒発生時の都道府県知事等から厚生労働大臣への速報対象の拡大（省令改正）及び管理運営基準のガイドラインの改正（食品危害情報の事業者から保健所への報告）に向け、パブリックコメント手続を開始。

【3月6日】

在中国日本大使館に食品安全担当官を派遣。

【3月7日】

「加工食品中に残留する有機リン系農薬の試験法」を策定。

【3月21日】

「輸入加工食品の自主管理に関するガイドラインの策定に係る検討会」を開催。

【3月31日】

「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」パブリックコメント手続を開始。

【4月22日】

食品衛生法施行規則第73条及び別表第17を改正し、現行の速報対象である「輸入食品に起因する場合」等に加え、「重篤な患者が発生した場合」及び「化学物質に起因する場合」を追加。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関するガイドライン」を改正し、消費者からの健康被害や食品衛生法に違反する食品等に関する食品危害情報について、食品等事業者が保健所等へ速やかに報告する旨を追記。

【6月5日】

輸入加工食品について、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を策定・公表。

## Ⅷ. 総括

今次輸入食品に係る薬物中毒事案により、国民の食の安心・安全への信頼は大きく損なわれている。このような事案の再発を防止し、万全の体制を整えることが極めて重要であるとして、平成20年2月22日に開催された「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ」により、原因究明を待たずとも政府が一丸となって実施すべき再発防止対策が取りまとめられたところである。

その再発防止対策としては、①情報の集約・一元化体制の強化（現場の窓口機関から本省等への報告ルールの見直し、情報共有システムの改善、事業者が把握した情報の行政への報告ルールの確立）、②緊急時の速報体制の強化（関係府省における初動情報の集約と対外提供の体制の明確化）、③輸入加工食品の安全確保策の強化（国民の食の安全・安心を守るための輸入食品の検査体制の充実等を実施）の3点が大きな柱として掲げられた。

本申合せにおいて取りまとめられた施策を踏まえ、厚生労働省としては、関係機関とともに、当該検証における個別の改善策を速やかに講ずることにより、国民の信頼を早期に回復することに尽力しなければならない。

また、今後の原因究明や新たな事態の発生の状況に応じ、随時再発防止対策の見直しを検討する体制を整えておかなければならないと考える。

(参考資料1) 平成20年2月22日「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ」と当該検証における改善策との関連対照表

食品による薬物中毒事案の再発防止策について (厚労省関連抜粋)	当該検証における改善策
<p><b>1. 情報の集約・一元化体制の強化</b>  <b>(1) 現場の窓口機関から本省等の報告ルールの見直し</b>            ー 現場からの情報を迅速かつ着実に本省に伝達するために以下の措置を実施</p> <p><b>① 食中毒事案に係る既存の情報伝達システムの徹底 (厚労省)</b>            &lt;今後講ずるもの&gt; 法令、ガイドライン等で定められている保健所における24時間、365日の対応体制の確保等を図るよう都道府県等に要請するとともに、食品衛生法第58条に規定する食中毒に係る報告の遵守を徹底する。(平成19年度中)</p> <p><b>② 食品衛生法に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への届出・速報対象の拡大 (厚労省)</b>            &lt;今後講ずるもの&gt; 食品衛生法施行規則(第73条)を改正し、現行の速報対象である「輸入食品に起因する場合」等に加え、「重篤な有害事象が発生した場合」「化学物質に起因する場合」を追加する。(平成19年度中に改正案を作成し、意見公募手続を開始)</p> <p><b>(2) 情報共有システムの改善</b>            ー 政府全体での初動情報等の共有、現場レベルも含めた情報共有のための体制整備を実施</p> <p><b>① 新たな体制の構築 (関係府省)</b>            &lt;今後講ずるもの&gt; 情報の一元化・集約体制を推進するため、関係府省において責任者として「食品危害情報総括官(仮称)」を指名し、これら食品危害情報総括官(仮称)による連絡会議を定期的で開催し、平時でも情報の共有等を図る。(平成19年度中)</p> <p><b>③ 情報共有システムの改善 (厚労省)</b>            &lt;今後講ずるもの&gt; ネットワークを使用し、厚生労働省、関係自治体等をオンラインで結んでいる「食品保健総合情報処理システム」を活用し、食中毒情報等の共有及び情報交換の迅速化を図る。(システムの改善について、平成19年度中に対応)</p> <p><b>④ 情報共有システムの集約 (関係府省)</b>            &lt;今後講ずるもの&gt; 各府省が有するネットワーク間の食品安全に関する情報の集約</p>	<p>V. 1 (1) ①: 保健所を中心とした休祝日を含めた危機管理・連絡体制の強化</p> <p>V. 1 (1) ②: 食中毒処理要領の遵守</p> <p>V. 1 (1) ⑤: 都道府県等における危機管理・連絡体制の強化</p> <p>V. 1 (1) ④、⑥、(2) ①及び</p> <p>V. 3 (1): 食品衛生法第58条に基づく規定の遵守</p> <p>V. 1 (2) ③: 情報伝達のダブルチェック</p> <p>V. 1 (1) ③: 保健所における有症苦情に対する被害者対応の在り方の見直し</p> <p>V. 1 (1) ④、⑥、(2) ①及び</p> <p>V. 3 (1): 食品衛生法第58条に基づく規定の遵守</p> <p>V. 1 (2) ②、V. 4 (1) 及び(2): 化学物質に起因する食中毒対応</p> <p>V. 1 (1) ⑤、⑥及び(2) ①、③: 都道府県等における連絡体制の強化</p>

化を検討する。(平成20年前半)

### (3) 事業者が把握した情報の行政への報告ルールの確立

— 事業者による問題把握の強化

#### 苦情等の情報を行政への報告ルールの確立(厚労省)

<今後講ずるもの> 苦情等の情報の行政機関への報告についてのルールを作成する。具体的には、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関するガイドライン」において、消費者からの健康被害や食品衛生法に違反する食品等に関する食品危害情報について、食品等事業者が保健所等へ速やかに報告する旨を追記する。(平成19年度中に改正案を作成し、意見公募手続を開始)

## 2. 緊急時の速報体制の強化

— 関係府省における初動情報の集約と対外提供の体制の明確化

### ① 新たな体制の構築(関係府省)

<今後講ずるもの> 食品による危害に関し、緊急の対応が必要と思われる事態が発生した際に、担当大臣(国民生活)の下に食品危害情報総括官(仮称)を招集し、情報の収集・分析を行うとともに、内閣官房長官及び食品安全担当大臣等と協議の上緊急の対応を講ずる。(平成19年度中)

### ② 緊急対応時の訓練の実施(関係府省)

<今後講ずるもの> 緊急時対応のマニュアル作成及びこれに基づく訓練の実施に向けた検討を進める。(平成19年度中)

## 3. 輸入加工食品の安全確保策の強化

— 国民の食の安全・安心を守るための輸入食品の検査体制の充実等を実施

### ① 輸出国政府への対応(厚労省)

<今後講ずるもの> 輸出国政府・事業者に対し、輸入食品の安全性の管理の強化及び管理状況の確認要請をする。具体的には、二国間協議及び検証のための査察体制を強化する。(原因究明の結果を踏まえ、順次実施)

### ② 在中国日本大使館における食品安全担当官駐在(厚労省・外務省)

<今後講ずるもの> 速やかに食品安全担当官を在中國日本大使館に駐在させる。(平成20年3月より実施)

### ③ 輸入食品の監視体制等の強化(厚労省)

<今後講ずるもの>

・ 検疫所に配置されている食品衛生監視員を増員し、検査機器の整備等を通じ、輸入食品の監視体制を強化する。

・ 加工食品についての残留農薬検査の対象の拡大を、以下のとおり行う(技術的観点等から可能となったものを順次実施)。

→ 冷凍加工食品に関し、一定のレベルの検査技術が確立している残留農薬について、イ 問題となった製造業者の冷凍加工食品については、輸入の都度、残留農薬の検査を求める

ロ その他の製造業者の冷凍加工食品について、検疫所においてモニタリング検査を実施する(平成20年2月22日より、問題となった有機リン系農薬のモニタリング検査を開始)

ハ 改めて全ての輸入者に原材料及び製造・加工工程の管理の確認を求める

### ④ 輸入業者自身による、輸出段階での管理強化(厚労省)

<今後講ずるもの> 厚生労働省がガイドラインを策定し、輸入業者への指導を行う

V. 2(1)①~③:事業者の苦情  
処理対応・危機管理体制の強化

V. 4(3):加工食品の農薬の検査体制の整備

V. 2(1)①:生産段階にまで遡った安全対策及び危機管理体制強化

とともに、その他事業者に対し自主管理の推進を要請する。(平成19年度中にガイドライン案を作成し、意見公募を開始)

**⑤ 加工食品の残留農薬に係る試験法検討・開発(厚労省)**

<今後講ずるもの> ガイドラインに基づく輸入業者の自主管理及び検疫所における監視強化に資するよう国立医薬品食品衛生研究所において加工食品の残留農薬に係る試験法について検討・開発する。(平成20年2月中に試験法に係る検討会を設置し、検討を開始。平成19年度中に試験法開発に係る工程表を作成し、これに基づき、効率的に開発に取り組み、順次公表)

V. 4 (3): 加工食品の農薬の検査体制の整備

V. 4 (3): 加工食品の農薬の検査体制の整備



(参考資料2) これまでの被害状況 (3月31日15時現在)

有機リン中毒の被害状況については、確定した事例は3家族10名(千葉市2名、千葉県(市川市)5名、兵庫県3名)であり、その他の健康被害が疑われる事例等の中には、有機リン中毒が疑われる症例の報告はない。

被害状況は、現在以下のとおりである。

有機リン中毒が確定した患者数	有機リン中毒が疑われ、現在調査を行っている事例数	有機リン中毒が否定された事例数
10名	0名	5,915名

(参考資料3) 中毒者の状況、名簿、年齢、職業、性別、症状、診察状況及び化学検査の結果(化学検査リスト、機器による分析図録及び検査測定方法を含む。)

- ① 2007年12月28日に確認された千葉市事例について(2月28日現在)
  - ・患者: A(女、36歳)、B(女、3歳)の1家族2名
  - ・症状: A→18時20分頃にめまい、19時頃に嘔吐、下痢、悪寒、低体温症(34.5℃)  
B→嘔吐、悪寒
  - ・受診状況: 2名とも千葉市内の病院を受診(Aはその後別の千葉市内の病院に転送)。Aの転送先の医師は2007年1月4日「食中毒の疑い」と診断。
- ② 2008年1月5日に確認された兵庫県事例について(2月28日現在)
  - ・患者: A(男、51歳)、B(男、18歳)、C(女、47歳)の1家族3名
  - ・職業: 植木屋
  - ・症状: A→19時頃、Bより10分遅れて嘔吐、下痢、多汗、足の引きつり  
B→食事中に嘔吐、めまい、眼振、頬の震え、多汗、下痢  
C→A、Bより約1時間半遅れて下痢、嘔吐、腹痛
  - ・受診状況: 3名とも兵庫県内の病院を受診。3名とも血中コリンエステラーゼ活性の低下及び縮瞳を確認。

- ・化学検査結果（コリンエステラーゼ活性）：A及びB→8～9、C→47  
※健常人の下限値は130（IU/L）
- ・退院：Bは1月15日、Cは1月17日、Aは1月25日に退院。

③ 2008年1月22日に確認された千葉県事例について（2月28日現在）

- ・患者：A（女、47歳）、B（女、18歳）、C（男、10歳）、D（男、7歳）、E（女、5歳）の1家族5名
- ・症状：A→22時半頃に吐気、嘔吐、悪寒、下痢、冷や汗、めまい  
B→21時過ぎに下痢、嘔吐、悪寒（前日、胃痛あり）  
C→21時頃に下痢、嘔吐、悪寒  
D→21時頃に吐気、嘔吐、下痢  
E→20時半頃に腹痛、吐気、嘔吐、翌23日意識無し、人工呼吸器装着、縮瞳、コリンエステラーゼ活性低下、対光反射無し、手足の震せん
- ・受診状況：5名とも千葉県内の病院を受診。診断した医師より有機リン中毒の可能性について示唆。5名とも血中コリンエステラーゼ活性低下、BCDは徐脈と縮瞳、ABは幻覚。
- ・退院：重症A～Dは2月15日、重篤Eは翌16日に退院。

（参考資料4）これまでの天洋食品製造の食品の回収状況（3月31日現在）

輸入者：18社 品目数：68品目

- ①冷凍餃子：平成19年1月1日～平成20年1月30日の輸入重量1,307トンのうち、回収量79トン
- ②食品全体：平成19年1月1日～平成20年1月30日の輸入重量3,710トンのうち、回収量612トン

（参考資料5）消費者行政推進会議（第3回）概要抜粋（4月4日開催）

ある委員からの発言：

昨今の餃子事件にうまく対応できなかった原因について、全国の消費者センターと保健所がなぜネットワークがあるにもかかわらず連携できなかったかという点、「アンテナがさびついていた」ことに尽きる。その理由は2点あるとのこと。

- ① 予算、人員がなく、疲弊していること
- ② 職員のマインドがさびついていること

また、悪例として、厚生労働省が2月22日に出した「今後の再発防止対策」の

中にもある「W I S H」の機能がなぜ動かないのか。他の自治体もシステムに入っているのになぜ動かないのか。そのことこそが「さびついている」いい例だ。

福田総理からの発言：

特に先の委員の発言にあるきちんとした機能があるのにそれが動かなかったという現実是最も問題視すべきことである。

(参考資料6) 食品衛生法施行規則改正 (4月22日施行)

第七十三条 (略)

2 法第五十八条第三項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 当該中毒により死者又は重篤な患者が発生したとき

二～六 (略)

別表第十七(第七十三条関係)

一～九 (略)

十 化学物質(元素及び化合物をいう。)

※傍線の部分は改正部分

(参考資料7) 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)  
改正(4月22日通知)

第2 食品取扱施設等における衛生管理

13 情報の提供

(1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

(2) 製造、加工又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害(医師の診断を受け、当該症状が製造、加工又は輸入した食品等に起因する又はその疑いがあると診断されたもの)及び食品衛生法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告すること。

※傍線の部分は改正部分